

○定時退庁日の設定について(通達)

平成24年3月22日

福岡県警察本部内訓第7号

本部長

この度、定時退庁日の設定について(平成5年福岡県警察本部内訓第18号)の全部を下記のとおり改正し、4月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

記

1 目的

この内訓は、定時(職員に割り振られた勤務時間の終了時刻をいう。以下同じ。)に勤務を終了して退庁するよう特に努める日(以下「定時退庁日」という。)を設定することにより、職員の精神的・肉体的負担の軽減、時間外勤務に対する意識の改革及び業務能率の向上に資することを目的とする。

2 定時退庁日

(1) 次に掲げる日を定時退庁日とする。

ア 毎週水曜日

イ アに掲げる日のほか、当直勤務(福岡県警察処務規程(昭和51年福岡県警察本部訓令第3号)第47条第1項に規定する日直勤務を除く。)を命ぜられた職員にあっては、当直明け日(当該当直勤務の勤務時間の終了時刻の属する日をいう。)

(2) 所属長は、定時退庁日((1)のアに掲げる日に限る。)に緊急又は特別の業務に対応する必要がある場合その他の所属の職員を定時に退庁させることができない場合は、所属の実情に応じて所属、課、係等の単位で当該定時退庁日の属する週の別の日を定時退庁日として指定するものとする。

3 留意事項

(1) 職員は、特に定時退庁日には、定時に勤務を終了して退庁することができるように、平素から効率的かつ迅速な業務処理に努めなければならない。

(2) 職員は、定時退庁日であっても、定時を理由に諸願届の受付事務その他の市民と接する業務を途中で打ち切ってはならない。

(3) 幹部は、常に業務能率の向上に配慮するとともに、特に定時退庁日には、緊急又は特別の業務に対応する必要がある場合その他のやむを得ない場合のほかは、部下職員が定時に勤務を終了して退庁することができるように配慮しなければならない。

(4) 所属長は、所属の職員に定時退庁日の設定の目的の周知徹底を図るとともに、その目的が

達成されるように、退庁しやすい職場環境の整備その他所属の実情に応じた効果的な取組の推進に努めなければならない。

- (5) 所属長は、所属の職員が定時退庁日以外の日においても定時に勤務を終了して退庁することができるように、平素から所属の職員の業務能率の向上に配慮しなければならない。